



埼玉県発行

目次

告示

- 一 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告 (南部振興)
- 二 特定非営利活動法人の設立に係る公告 ()
- 二 個人事業税所得金額等決定書作成業務委託に関する入札公告 (税務課)
- 二 埼玉県県民活動総合センターの指定管理者の指定 ()
- 三 特定非営利活動法人の設立に係る公告 ()
- 三 (NPO活動推進課)
- 三 埼玉県会館の指定管理者の指定 (文化振興課)
- 四 埼玉県熊谷会館の指定管理者の指定 ()
- 四 彩の国さいたま芸術劇場の指定管理者の指定 ()
- 四 埼玉県立児童養護施設いわつきの指定管理者の指定 (社会福祉課)

- 五 救急病院等の申出の撤回 (医療整備課)
- 五 埼玉県産業文化センターの指定管理者の指定 (産業労働政策課)
- 五 大規模小売店舗の新設に関する公示 (商業支援課)
- 六 大規模小売店舗の変更に關する公示 ()
- 七 大規模小売店舗の廃止に關する公示 ()
- 七 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示 ()
- 八 埼玉県種苗センターの指定管理者の指定 (生産振興課)
- 八 保安林の指定の解除予定 (森づくり課)
- 八 埼玉地域森林計画変更計画の案の縦覧 ()
- 八 羽生水郷公園の指定管理者の指定 (公園課)
- 八 こども動物自然公園の指定管理

- 九 者の指定 (公園課)
- 九 熊谷スポーツ文化公園の指定管理者の指定 ()
- 九 開発行為に関する工事の完了公告 (建築指導課)
- 九 さいたまスーパーアリーナの指定管理者の指定 (新都市事業調整課)
- 九 埼玉スタジアム2002公園の指定管理者の指定 (スタジアム管理室)
- 九 埼玉県告示第一号

- 九 開発行為に関する工事の完了公告 (東松山県土)
- 九 県道三郷幸手自転車道線の供用の開始 (越谷県土)
- 一〇 開発行為に関する工事の完了公告 (杉戸県土)
- 一一 さいたま文学館の指定管理者の指定 (生涯学習文化財課)

告示

覽に供する。

平成二十一年一月六日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日

平成二十年十二月十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人かわぐち健康福祉サービス振興会

三 代表者の氏名

伊藤 信男

四 主たる事務所の所在地

埼玉県川口市西青木五丁目二番四三

号クサカビル

五 定款に記載された目的

この法人は、健康福祉サービス及び

ニーズを調査研究し、情報提供、情報

ネットワークを構築するとともに、質

//www.saitamaken-ngo.net/により縦

的信頼性を増すためにそこに携わる人達の人材育成を図り、もって市民の健康福祉の増進に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第二号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(http://www.saitamaken-npo.net/))にちり縦覧

埼玉県告示第三号

次のとおり一般競争入札に付する。
平成二十一年一月六日

に供する。

平成二十一年一月六日
埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日
平成二十年十二月二十二日
二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人スポーツエデュケーション

三 代表者の氏名
山本 美栄子

四 主たる事務所の所在地
埼玉県川口市赤井一丁目一六番七号

五 定款に記載された目的
メゾンK1三〇二号

この法人は、スポーツ指導に関する事業を行い、運動技術向上志向にこだわらず、運動を通しての心身教育を目的し、子どもの健全育成と成人・高齢者へのスポーツを通しての健康増進に寄与することを目的とする。

埼玉県知事 上田 清司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

個人事業税所得金額等決定書作成業務委託(3月業務) 6,500件

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成21年3月18日(水)から同月31日(火)まで

(4) 履行場所

浦和税務署及び上尾税務署

(5) 入札方法

入札金額は、1件当たりの単価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、業種区分「催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他役務」のA等級又はB等級に格付けされた旨であること。

(3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要綱(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止期間中でない者であること。

(4) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成19年3月27日付け出物第1153号)に基づく指名除外措置を受けていない者であること。

(5) 業務期間中、浦和税務署及び上尾税務署に機材及び人員を派遣し、マイクロ写真撮影を行うことが可能である者であること(詳細は仕様書による)。

(6) 同規模の業務について、過去に官公庁との取引実績を有するとともに、埼玉県個人情報保護条例が必要とされる措置を講ずることができる者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部税務課間税担当 藤原 文子 電話048-830-2659(直通)

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

この公告の日から上記(1)の交付場所において交付する。

(3) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号 衛生会館3階303会議室

イ 日時

平成21年2月5日(木) 午後2時

(4) 入札・開札の場所及び日時

ア 場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号 衛生会館3階303会議室

イ 日時

平成21年2月26日(木) 午後2時

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に6,500を乗じた額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた金額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に6,500を乗じた額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた金額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(2) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を平成21年2月16日(月)午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関する説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札者は、上記3「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

(3) 入札の無効

次に掲げる入札書による入札は無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に当該委託料を受注者に支払うものとする。

(7) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

埼玉県告示第四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉県県民活動総合センターの指定管理者を次のとおり指定した。
平成二十一年一月六日

埼玉県知事 上田 清司

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
財団法人いきいき埼玉

埼玉県北足立郡伊奈町大字小針内宿

字土井千六百番地

二 指定の期間

平成二十一年四月一日から平成二十

六年三月三十一日まで

埼玉県告示第五号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定

非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、「該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二週間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。」

平成二十一年一月六日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日

平成二十年十二月二十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人青空のもと東京湾ベイエリアやレイクタウン大相模調

節池での体験セーリングや体験カヌーを楽しむ会

三 代表者の氏名

福田 幸夫

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市浦和区東岸町五番

一号

五 定款に記載された目的

海のない埼玉県および近郊に在住する壮年の世代に対し、マリンスポーツを楽しむ機会を提供する。これを通して、友人の輪の拡大、自己実現、生き甲斐の重視や充実などを旨とする。この法人は2名以上3名以下の家族や親友などのグループに対して余暇の楽しみ方について提案を行い、また活動実施にあたってはその技術指導を含む総合コーディネーションを行うことにより、野外活動を中心とした文化・芸術・スポーツの振興、海上環境の保全あわせて国際協力活動に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第六号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及

び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十一年一月六日

埼玉県知事 上田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十年十二月二十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人埼玉土建建築支援センター

三 代表者の氏名

中山 松夫

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市北区吉野町二丁目

二二〇番三号職業訓練法人埼玉土建建築研修センター内

五 定款に記載された目的

この法人は、個人及び企業、組合等の団体に対して、建築技術者の育成と技術の向上及び推進に関する事業を行い、地域社会の発展、建築物の品質確保に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定

により、埼玉会館の指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十一年一月六日

埼玉県知事 上田 清 司

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

財団法人埼玉県芸術文化振興財団

埼玉県さいたま市中央区上峰三丁目

十五番一号

二 指定の期間

平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

埼玉県告示第八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉県熊谷会館の指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十一年一月六日

埼玉県知事 上田 清 司

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

財団法人埼玉県芸術文化振興財団

埼玉県さいたま市中央区上峰三丁目

十五番一号

二 指定の期間

平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

埼玉県告示第九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定

により、彩の国さいたま芸術劇場の指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十一年一月六日

埼玉県知事 上田 清 司

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

財団法人埼玉県芸術文化振興財団

埼玉県さいたま市中央区上峰三丁目

十五番一号

二 指定の期間

平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

埼玉県告示第十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉県立児童養護施設いわつき指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十一年一月六日

埼玉県知事 上田 清 司

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団

埼玉県比企郡嵐山町古里千八百四十

八番地

二 指定の期間

平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

埼玉県告示第十一号

次に掲げる病院は、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院でなくなった。

平成二十一年一月六日

埼玉県知事 上田 清司

名称	所在地
医療法人社団新世紀 心会新世紀脳 神経外科	越谷市大字船渡一 一七番地一

埼玉県告示第十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉県産業文化センターの指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十一年一月六日

埼玉県知事 上田 清司

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

財団法人埼玉県産業文化センター

埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目七番地五

二 指定の期間

平成二十一年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

埼玉県告示第十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年一月六日

埼玉県知事 上田 清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) コジマNEW川口芝店

川口市芝二丁目十四番二十四号 ほか

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社コジマ 代表取締役 小島 章利

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社コジマ 代表取締役 小島 章利

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十一年八月十三日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

三千十平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置 収容台数 合計 九七台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 収容台数 合計 三三台

荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設 位置 収容面積 四八平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 収容容量 二七立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から午後十時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

位置 収容台数 出入口四箇所、入口一箇所、出口一箇所

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成二十年十二月十二日

二 縦覧期間

平成二十一年一月六日から平成二十一年五月七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十一年一月六日から平成二十一年五月七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年一月六日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ふじ野東口駅ビル

富士見市勝瀬原特定土地区画整理事業七十四街区の一

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

東武鉄道株式会社 代表取締役 根津 嘉澄

東京都墨田区押上一丁目一番二号

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社東武ブックス 代表取締役 渡辺 勲 外

東京都墨田区向島一丁目二番十号

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十一年八月十九日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千七百八十三平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置 収容台数 合計 四二台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 収容台数 合計 一四六台

荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設 位置 収容台数 六三平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 収容省略 容量 三一・六八立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前九時から翌午前二時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から翌午前二時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

位置 収容省略 出入口二箇所、入口一箇所、出口一箇所

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成二十年十二月十八日

二 縦覧期間

平成二十一年一月六日から平成二十一年五月七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べるることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十一年一月六日から平成二十一年五月七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年一月六日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン上里ショッピングセンター

児玉郡上里町大字金久保字蓮山三百五十九番一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前)

イオン上里ショッピングセンター

児玉郡上里町大字金久保字蓮山三百五十九番ほか

(変更後)

イオン上里ショッピングセンター

児玉郡上里町大字金久保字蓮山三百五十九番一

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

(変更前)

株式会社ベルク 代表取締役 原島 功

大里郡寄居町大字用土五千四百五十六 他未定

(変更後)

株式会社ベルク 代表取締役 原島 功

大里郡寄居町大字用土五千四百五十六 他四十六社

ハ 変更年月日

平成二十年八月二日

ニ 届出年月日

平成二十年十二月十二日

二 縦覧期間

平成二十一年一月六日から平成二十一年五月七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べる事ができる。

イ 意見書提出期間

平成二十一年一月六日から平成二十一年五月七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第五項の規定による届出があったので、同条第六項の規定により公告する。

平成二十一年一月六日

埼玉県知事 上田清司

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

島忠家具センター久喜店

久喜市大字久喜本字道合七百六十七の五

二 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社島忠 代表取締役 山下 視希夫

さいたま市西区三橋五丁目千五百五十五番地

三 大規模小売店舗の店舗面積の合計が大規模小売店舗立地法第三条第一項に定める基準面積以下となった日

平成二十一年十一月二十五日

埼玉県告示第十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年一月六日

埼玉県知事 上田清司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

フオリオ籠原SC

深谷市大字東方 三千二百四十六の一 外

ロ 同法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

・駐車場の出入りの際など、周辺交通環境に影響を及ぼすことのないようお願いいたします。

・新たに駐車場として拡張される部分は民家に隣接しております。アイドリング等で苦情が発生する可能性がありますので、アイドリングストップの啓発及び管理を徹底するようお願いいたします。

二 縦覧期間

平成二十一年一月六日から平成二十一年二月九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県北部地域振興センター

埼玉県告示第十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉県種苗センターの指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十一年一月六日

埼玉県知事 上田清司

一 指定管理者の名称及び主たる事務所
の所在地

社団法人埼玉県農林公社

埼玉県行田市大字真名板千九百七十五番一

二 指定の期間

平成二十一年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

平成二十一年一月六日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第十九号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十一年一月六日

埼玉県知事 上田清司

一 解除に係る保安林の所在場所

所沢市大字新郷二〇四の二〇

二 保安林として指定された目的

耕地の防風

三 解除の理由

指定理由の消滅

埼玉県告示第二十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第四項の規定により、埼玉県森林計画を変更したので、同法第六条第一項の規定により、埼玉県地域森林計画変更計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該変更計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、埼玉県知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成二十一年一月六日

埼玉県知事 上田清司

一 森林計画区の名称

埼玉県森林計画区

二 縦覧の場所及び期間

縦覧場所	縦覧期間
埼玉県農林部森づくり課	平成二十一年一月六日(火)から同年二月五日(木)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く)の午前九時から午後四時三十分まで
埼玉県川越農林振興センター	
埼玉県秩父農林振興センター	
埼玉県寄居居林業事務所	

埼玉県告示第二十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、羽生水郷公園の指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十一年一月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

財団法人埼玉県公園緑地協会
埼玉県さいたま市大宮区高鼻町四丁目百三十番地

二 指定の期間

平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

埼玉県告示第二十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、こども動物自然公園の指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十一年一月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

財団法人埼玉県公園緑地協会
埼玉県さいたま市大宮区高鼻町四丁目百三十番地

二 指定の期間

平成二十一年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

埼玉県告示第二十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、熊谷スポーツ文化公園の指定管

理者を次のとおり指定した。

平成二十一年一月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

財団法人埼玉県公園緑地協会
埼玉県さいたま市大宮区高鼻町四丁目百三十番地

二 指定の期間

平成二十一年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

埼玉県告示第二十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年一月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

平成二十年十二月一日

指令熊整第〇八一九〇〇〇二二号

二 検査済証番号

平成二十年十二月二十二日第七十二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

大里郡寄居町大字用土字木根沢三四九一、三五〇一、字木根沢谷三七二、三七五一一、三七六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

和光市本町五番三九号

ホンダ開発株式会社
代表取締役 上村 昇

埼玉県告示第二十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、さいたまスーパリアーナの指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十一年一月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社さいたまアリーナ
埼玉県さいたま市中央区新都心八番地

二 指定の期間

平成二十一年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

埼玉県告示第二十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉スタジアム2002公園の指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十一年一月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

財団法人埼玉県公園緑地協会
埼玉県さいたま市大宮区高鼻町四丁

目百三十番地

二 指定の期間

平成二十一年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第一号

都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年一月六日

埼玉県東松山県土整備事務所長 亀井 清 司

一 許可番号

平成二十年十月二十三日 第二〇〇七五〇号

二 検査済証番号

平成二十年十二月二十四日 第二〇〇一〇二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡嵐山町大字川島字天沼一八八二一四一、一八八二二の二の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡滑川町和泉八九七 有限会社 細沼建設
代表取締役 細沼 章

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第二号

都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年一月六日

埼玉県東松山県土整備事務局長
亀井清司

二 検査済証番号
平成二十年十二月二十四日
第二〇〇一〇三号
三 開発区域に含まれる地域の名称
比企郡鳩山町大字大橋字法月谷九一

六―二
四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
坂戸市八幡一―八一―三四号
島野 羊三

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十一年一月七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境

課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年一月六日

埼玉県越谷県土整備事務所長 小倉 一夫

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
県道三郷幸手 自転車道線	三郷市新和二丁目四四二番三地先から同市市助字江戸川七〇三番地先まで	平成二十一年一月七日	平成二十年十二月五日付け埼玉県越谷県土整備事務所長告示第二十八号で告示した道路区域の供用の開始である。 延長六四五・〇〇メートル

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十一年一月七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境

課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年一月六日

埼玉県越谷県土整備事務所長 小倉 一夫

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
県道三郷幸手 自転車道線	三郷市鷹野一丁目四七三番地先から同市新和二丁目四六四番一地先まで	平成二十一年一月七日	平成二十年十二月五日付け埼玉県越谷県土整備事務所長告示第二十九号で告示した道路区域の供用の開始である。 延長一三五・〇〇メートル

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第四号

都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第三十六条第三項の規定により、次

で、公告する。
平成二十一年一月六日

一 許可番号

平井 順 一

二 検査済証番号

の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

埼玉県杉戸県土整備事務所長

平成二十年十二月十二日

指令杉整第二〇〇一〇七〇号

平成二十年十二月二十四日

杉整第一三七六一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡栗橋町大字佐間字西二二一

―三、二一〇―一、二一〇―六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛飾郡栗橋町大字佐間二二一―一

遠藤 忠行

埼玉県教委告示第一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、さいたま文学館の指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十一年一月六日

埼玉県教育委員長職務代理者

犬飼 基昭

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

財団法人けやき文化財団

埼玉県桶川市若宮一丁目五番九号

二 指定の期間

平成二十一年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇 四八―八二四―二二一(代表)
	埼玉新聞社 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 四八―八六―二二九〇(代表)